

千葉ニュータウン・フィルハーモニー・オーケストラ規約

2002年4月13日施行

2003年3月29日改訂

(第1条 団体名の英語表記追加)

(第7条 役職の一部改訂)

2005年5月7日改訂

(第7条 役職に企画を追加)

2010年7月3日改訂

(事務局・運営委員の見直し)

2011年7月3日改訂

(運営委員の一部見直し・世話役会の新設)

(名称)

第1条 本団体は「千葉ニュータウン・フィルハーモニー・オーケストラ」(Chiba new town Philharmonic、略称:CNTフィル)と称す。

(目的)

第2条

本団体は、音楽活動を通じて演奏技術の向上をはかるとともに、団員相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動)

第3条

本団体は、前条の目的を達成するために、団員の総意に基づく自主運営により次の活動を行う。

- (1)演奏会の開催。
- (2)演奏会に向けての定期的な練習。
- (3)地域行事への参加など、本団体に必要と認められた活動。
- (4)団員の親睦のための行事。

(団員)

第4条

- 1 団員は、本団体の目的に賛同し、規約を遵守できるものにより構成される。
- 2 入団希望者は、入団申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を得た上で団員となる。
- 3 本団体を退団する団員は、退団届を事務局に提出しなければならない。
- 4 団員は、次の権利と義務を有する。
 - (1)活動への参加。
 - (2)総会における議決権の行使。
 - (3)運営への参加、協力。
 - (4)会費および必要と認められた諸費用の納入。

(5)活動に欠席する場合の連絡、休団および退団の届出。

5 団員は、本団体の活動を妨げる行為があった場合、運営委員会にて審議の上、団員としての資格を失う。

(会費)

第5条

1 会費は、運営委員会により定められた額とし、2か月ごとの前納とする。

2 本団体は、演奏会参加費等、運営委員会にて必要と認められた額の諸費用を団員から徴収することができる。

(運営委員および会計監事)

第6条

本団体には、次の運営委員および会計監事を置く。本団体の運営体制ならびに職務および権限は、別紙1に定めるとおりとする。

(1)代表(1名)

(2)会場手配(1名)

(3)インスペクター(管1名・弦1名)

(4)ライブラリアン(1名)

(5)事務局(2名)

(6)企画(1名)

(7)広報(1名)

(8)会計(1名)

(9)会計監事(1名)

(運営委員および会計監事の選出)

第7条

運営委員および会計監事は、総会において選出・解任される。

(運営委員および監事の任期)

第8条

運営委員および会計監事の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条

1 定期総会は、年1回、代表の召集により開催する。

2 臨時総会は、団員の3分の1以上、もしくは代表の要請により開催することができる。

3 総会は団員の3分の2以上の出席により成立し、出席できない者は委任状によって出席にかえることができる。

4 総会の議長は出席者の互選とする。

5 総会では次の事項を審議し、規約の改廃については出席者の3分の2以上、その他については出席者の過半数の賛成をもって可決成立する。

- (1)活動報告および活動計画。
 - (2)予算および決算報告の承認。
 - (3)運営委員の選出と解任。
 - (4)規約の改廃。
 - (5)その他、運営委員会が必要と認めた事項。
- (運営委員会)

第10条

- 1 本団体の実務執行機関として、運営委員会を置く。
 - 2 運営委員会は、代表の招集により、必要に応じて開催する。代表は、議題に応じて運営委員その他団員を指名し、召集する。
 - 3 運営委員会のもとに、活動を行う上で必要と認められた各種会議体を置くことができる。
- (世話役会)

第11条

- 1 本団体の演奏面の議論および意思決定の機関として、世話役会を置く。
 - 2 世話役会は、各セクション(木管・金管・高弦・低弦)での互選による代表者(4名、以下「世話役」という。)、代表(1名)、企画(1名)、インスペクター(2名)、会場手配(1名)によって構成する。
 - 3 世話役会は、演奏実務の招集により、必要に応じて開催する。
 - 4 世話役会は以下の職務を行う。
 - (1)定期演奏会における候補曲(団員投票対象曲)の選定
 - (2)定期演奏会以外の演奏会における演目の決定
 - (3)各演目における編成の決定
 - (4)演奏会単位での概括的な練習計画の策定
 - (5)その他運営委員から委託された事項(意見集約或いは意思決定)
 - 5 世話役は前項の職務を遂行するにあたり、各セクションの構成員と緊密な連絡をとりながら、その意見の吸収、反映につとめるものとする。
 - 6 世話役会における決議は全会一致を原則とする。ただし、代表またはインスペクターが特に必要と認めた場合は、多数決または他の意思決定方法を採用することが出来る。
- (その他)

第12条 本規約には、必要に応じて運営委員会の承認の上、細則を設けることができる。

以上

【別紙1】運営体制、運営委員・監事の職務・権限

1) 運営体制

組織図 《省略》

2) 職務・権限

運営委員・監事 職務・権限

1 代表(1名)

(1)本団体の対外的な代表

(2)本団体の統括

(3)総会・運営委員会の招集

2 会場手配(1名)

(1)練習日時の決定および周知

(2)練習会場の手配

3 インспекター(管/弦各1名＝計2名)

(1)指揮者・トレーナーとの調整

(2)練習計画の策定、および個々の練習内容の決定

(3)世話役会の招集(選曲・編成・練習計画等について)

(4)練習の進行

(5)規律および安全監視

(6)その他演奏・練習遂行・技術向上に必要な事項

4 ライブラリアン (1)楽譜の購入・レンタルの手配 (2)楽譜の管理

5 事務局【一般総務担当】

(1)入団届・退団届、団員名簿の管理

(2)規約の管理

(3)入団に際しての事務手続きと新入団員への本規約その他本団体の諸ルールの説明

(4)HPの運営および管理

(5)その他団体運営に必要な事務

【演奏会担当】

(1)会場手配、ホール関係者との調整

(2)各業務のとりまとめ、担当者の指名

(3)エキストラ管理

(4)その他演奏会開催のために必要な事務

6 企画

(1)定期演奏会以外の演奏会および参加イベントについての企画・立案

- (2)演奏会単位での予算策定および管理
- (3)団の中長期的な展望に関する企画・立案
- (4)その他、団が解決を必要とする施策についての企画・立案(例:ベビーシッター/楽器購入他)

7 広報 (1)演奏会の宣伝活動

- (2)本団体に対する取材の管理
- (3)その他本団体の広報活動

8 会計 (1)一般会計・積立金会計(演奏会費含む)の管理

- (2)会費の徴収、管理
- (3)ゆうちょ銀行口座自動振替システムの運用と管理
- (4)予算の策定
- (5)決算報告
- (6)トレーナー、指揮者への謝礼
- (7)その他本団体の運営にあたり発生する金銭の出納の記録・管理

【演奏会費担当】

- (1)演奏会参加費の徴収、管理
- (2)演奏会当日の指揮者・ソリストへの謝礼
- (3)エキストラへの謝礼
- (4)ホールの使用料の支払い
- (5)その他演奏会の開催にあたり発生する金銭の出納の記録・管理

9 会計監事 決算報告の監査

細 則

2002年4月13日施行
2003年12月6日改訂
(第4条の追加)
2005年5月7日改訂
(第1条第3項 家族会費の追加)
2010年7月3日改訂
(第1条第4項 学生会費の追加)
2011年7月3日改訂
(第2条第2項 自動退団規定の一部改訂)

(会費)

第1条

- 1 入会金1,000 円、月会費2,500 円とする。
- 2 会費の起算は入団が承認された月からとし、退団の場合は退団届を代表が受け取った日の月まで会費を納める。
- 3 第1項の定めにかかわらず、家族で参加の場合は、月会費 2,250 円とする。
- 4 第1項の定めにかかわらず、学生が参加する場合は、月会費 2,000 円とする。

(休団・退団)

第2条

- 1 自らの届出による休団は3か月までとする。
- 2 3か月間で月1回に満たない出席の場合、その後1か月間の予告通知期間を経ても改善が見られないときは、自動的に退団とする。ただし、個々の状況を勘案し代表が認めた場合においてはこの限りではない。
- 3 4か月分会費未納で自動的に退団とする。

(会計年度)

第3条

本団体の会計年度は4月から3月までとする。

(期間限定団員)

第4条

演奏会ごとに期間を限定し、団員となることができる。

以 上